

令和8年5月8日

お客さま 各位

岩手中央農業協同組合

**特殊詐欺被害防止に向けたATM利用限度額適用開始日の変更に関するお知らせ**

平素は、当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、社会的に深刻な問題となっている特殊詐欺の発生状況を受け、お客さまが安心してキャッシュカードなどをご利用いただけるよう、被害の発生・拡大を防ぐ対策に取り組んでおります。

このたび、ATMにおいてお客さまの貯金が不正に払い出される特殊詐欺の犯罪が増加していることを受け、キャッシュカードなどによる取引時の1日あたりの利用限度額を変更することとしておりましたが、適用開始日を令和8年5月11日から令和8年5月15日に変更いたします。既にご案内しておりました内容の一部に変更が生じたことを、深くお詫び申し上げます。

なお、変更後の利用限度額は以下のとおりです。

媒体種別	対象取引 *1)	変更前	変更後
キャッシュカード (IC)	出金・振込・ マルチペイ	100万円	50万円 *3)
キャッシュカード (磁気ストライプ)	メント取引 *2) 等	50万円	50万円

\*1) ATMおよび窓口（ピンパッド※含む）でのお引出し、振込等が対象となります。

※ 窓口でキャッシュカードを利用した取引をするための小型の専用端末。

\*2) ペイジーマークのある払込書や請求書などの各種料金支払いサービス。

\*3) あらかじめ設定されている利用限度額から変更されている場合は変更対象外となります。

本件のお問い合わせについては、お近くのJAバンク店舗窓口までお問い合わせください。

以上